

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
- 電話勧誘販売.....8日間
- 連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等).....20日間
- 訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン **188** (嫌や! 悪質商法!)



栃木県消費生活センター ☎028-625-2227 (相談専用)

(月~土 9:00~17:00/日曜・祝日及び年末年始を除く、土曜日は電話相談のみ)

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 (県庁本館7階南側) ぐらし安全安心課内)

宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900
足利市消費生活センター	0284-73-1211	さくら市消費生活センター	028-681-2575
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	下野市消費生活センター	0285-44-4883
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	上三川町消費生活センター	0285-56-9153
日光市消費生活センター	0288-22-4743	芳賀地区消費生活センター	0285-81-3881
小山市消費生活センター	0285-22-3711	(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)	
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	壬生町消費生活センター	0282-82-1106
大田原市消費生活センター	0287-23-6236	野木町消費生活センター	0280-23-1333
(大田原市・那珂川町)		高根沢町消費生活センター	028-675-3000
矢板市消費生活センター	0287-43-3621	那須町消費生活センター	0287-72-6937
(矢板市・塩谷町)			

悪質商法は、ネコをかぶってやって来る。



マルチ商法
マルチまがい商法

架空請求
不当請求

アポイントメント
セールス

関東甲信越ブロック
若者悪質商法被害防止キャンペーン

BOKU, KAMOKAMO, OYUKI ISHII

消費者ホットライン **188** (嫌や! 悪質商法!)

028-625-2227
栃木県消費生活センター

ぐらし安全安心とちぎ
https://www.facebook.com/kurashianzenanshintochigi

栃木県 消費生活

検索

